

○浦安市契約事務規則

平成8年7月16日

規則第24号

改正 平成9年3月31日規則第3号
平成10年3月31日規則第23号
平成11年3月31日規則第20号
平成15年3月31日規則第13号
平成16年11月29日規則第63号
平成17年3月31日規則第19号
平成21年7月15日規則第43号
平成21年12月25日規則第55号
平成23年3月31日規則第16号
平成27年3月31日規則第18号
平成27年11月30日規則第52号
平成28年3月31日規則第16号
令和2年3月31日規則第40号
令和4年3月30日規則第17号
令和6年4月1日規則第15号
令和6年12月26日規則第98号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 一般競争入札（第3条—第16条）
- 第3章 指名競争入札（第17条—第19条）
- 第4章 随意契約（第20条—第22条）
- 第5章 せり売り（第23条）
- 第6章 契約の締結（第24条—第33条）
- 第7章 契約の履行（第34条—第44条）
- 第8章 不動産の借受け（第45条・第46条）
- 第9章 雑則（第47条・第48条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第173条の6の規定により、法令、条例及び他の規則に特別の定めがあるもののほか、契約事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(令2規則40・令6規則15・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部長 浦安市行政組織条例（昭和54年条例第4号）第1条に規定する部の長、消防長、浦安市教育委員会組織規則（昭和54年教育委員会規則第2号）第2条第1項の表に規定する部の長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び議会事務局長をいう。
- (2) 予算執行者 市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項若しくは第180条の2の規定により支出負担行為及び支出の命令その他歳出予算の執行の事務を委任された者及びこれらの事務を専決する権限を与えられた者をいう。

(平23規則16・平28規則16・令2規則40・一部改正)

第2章 一般競争入札

(一般競争入札参加者の資格)

第3条 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者は、同項に規定する期間、一般競争入札に参加することができない。

2 施行令第167条の5第1項の規定による一般競争入札に参加することのできる者の資格は、別に定める。

(資格の確認等)

第4条 予算執行者は、一般競争入札に参加しようとする者が施行令第167条の4第1項及び前条第1項の規定による制限を受ける者でないこと並びに同条第2項の規定による資格を有する者であることを申出をさせて確認をしなければならない。

2 予算執行者は、前項の規定により一般競争入札に参加しようとする者の資格を確認したときは、当該一般競争入札に参加しようとする者にその旨を通知するとともに、競争入札参加適格者名簿を作成しなければならない。

(平10規則23・平23規則16・一部改正)

(入札の公告)

第5条 予算執行者は、一般競争入札に付するときは、当該入札の期日前10日(急施を要する場合にあっては、5日)までに、次に掲げる事項を掲示その他の方法により公告しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札及び開札の場所及び日時
- (4) 契約条項、設計図書等を示す場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効
- (7) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項

(平23規則16・一部改正)

(予定価格の決定)

第6条 予算執行者は、一般競争入札に付するときは、あらかじめ、当該一般競争入札に付する事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない。ただし、価格の総額について予定価格を定めることができないものにあつては、単価について予定価格を定めることができる。

2 予算執行者は、前項の規定による予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定しなければならない。

(調査基準価格又は最低制限価格の決定)

第7条 予算執行者は、一般競争入札に付する場合において、調査基準価格又は最低制限価格を設ける必要があるときは、これを定めなければならない。

2 予算執行者は、前項の規定により調査基準価格又は最低制限価格を付するときは、第5条の規定による公告において、その旨を明らかにしなければならない。

(平11規則20・平27規則18・平27規則52・一部改正)

(予定価格調書の作成)

第8条 予算執行者は、予定価格が決定したときは、予定価格調書（別記第1号様式）を作成しなければならない。この場合において、調査基準価格又は最低制限価格が定められたときは、当該予定価格調書にその額を記載するものとする。

2 予算執行者は、予定価格、調査基準価格又は最低制限価格を開札の後に公表する場合においては、前項に規定する予定価格調書を封筒に入れて封印の上保管し、開札の際、開札の場所に置かなければならない。

(平11規則20・平27規則18・令6規則98・一部改正)

(入札保証金)

第9条 予算執行者は、一般競争入札に付そうとするときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札に参加しようとする者が、過去2年間に市、国（公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 前項に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げる有価証券をもって代えることができる。この場合において、担保として提供された証券の価額は、当該各号に定める価額とし、証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

(1) 国債又は地方債 政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額

(2) 特別の法律による法人の発行する債券 額面又は登録金額（発行価額が

額面又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額

(3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形 手形金額又は保証する金額 (当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応ずる額)

(4) 金融機関の保証する小切手 保証する金額

(5) 金融機関がする保証 保証する金額

(入札の方法)

第10条 一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、入札書(別記第2号様式)を作成し、封書にして自己の名を表記し、入札の日時までに入札の場所へ提出しなければならない。ただし、電子的方式による入札(以下「電子入札」という。)の場合は、一般競争入札の公告で定めるところにより、電子入札のシステムの入力画面上において入札金額を送信することで、当該入札書の提出をすることができる。

2 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

3 前項の代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができない。

4 入札者は、同一入札において、他の入札者の代理人となることができない。

(平10規則23・平16規則63・令6規則98・一部改正)

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する一般競争入札の入札書は、無効とする。

(1) 参加資格のない者のした入札書

(2) 同一人がした2以上の入札書

(3) 入札者が協定してした入札書

(4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(再度入札)

第12条 予算執行者は、施行令第167条の8第4項の規定により再度の一般競争

争入札に付する必要があると認めるときは、当初に入札した入札者のうち、現に開札の場所にとどまっている者に入札をさせるものとする。この場合において、第10条第1項の規定を準用する。

(平27規則18・一部改正)

(落札者の決定等)

第13条 予算執行者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達したものがあるときは、施行令第167条の9、施行令第167条の10並びに施行令第167条の10の2第1項及び第2項の規定による場合を除き、収入の原因となる契約にあつては最高の価格をもって入札をした者、支出の原因となる契約にあつては最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定しなければならない。

2 予算執行者は、施行令第167条の9、施行令第167条の10若しくは施行令第167条の10の2第1項若しくは第2項又は前項の規定により落札者を決定したときは、直ちに口頭その他市長が適当と認める方法によりその旨を落札者に通知しなければならない。

3 落札者は、前項の通知を受けたときは、速やかに契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しなければならない。

(平16規則63・平21規則55・平27規則18・一部改正)

(落札の取消し)

第14条 予算執行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すことができる。

- (1) 落札者が正当な理由がなく指定の期間内に契約の締結をしないとき。
- (2) 落札者が不正の入札をしたとき、又はさせたと認められるとき。
- (3) 落札後第11条各号のいずれかに該当する入札であったことが判明したとき。

2 前項の規定により落札の取消しをしたときは、その旨を落札者に通知しなければならない。

(入札保証金の還付)

第15条 一般競争入札の保証金は、入札終了後、直ちに入札者に還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又

は契約保証金の納付に振り替えることができる。

(入札経過の記録等)

第16条 予算執行者は、一般競争入札が終了したときは、その経過を記録し、公表しなければならない。

(平23規則16・一部改正)

第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第17条 施行令第167条の11第2項の規定により、市長が定める指名競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、かつ、浦安市建設工事等入札参加業者資格審査基準に定める要件に適合し、競争入札参加適格者名簿に登載された者とする。

(1) 建設業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者

(2) 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者

(3) 建築設計業（建築士法（昭和25年法律第202号）第3条又は第3条の2の規定により、1級建築士及び2級建築士以外の者の行うことのできる設計又は工事監理を除く。）にあつては、同法第23条第1項の規定による登録を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、軽微な建設工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2に規定する建設工事をいう。）の入札に参加することができる者は、前項の競争入札参加適格者名簿に登載された者で建設業法第28条第3項の規定により営業を停止されていないものとする。

(平10規則23・令6規則98・一部改正)

(指名競争入札の参加者の指名)

第18条 予算執行者は、指名競争入札に付そうとするときは、競争入札参加適格者名簿に登載されている者のうちから入札に参加する者をなるべく5人以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により入札者を指名したときは、第5条第1号及び第3号から

第6号までに掲げる事項を各入札指名者に通知しなければならない。

(平10規則23・平23規則16・一部改正)

(指名競争入札に係る関係規定の準用)

第19条 第3条、第4条及び第6条から第16条までの規定は、指名競争入札をする場合について準用する。

第4章 随意契約

(随意契約)

第20条 施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、別表に掲げる契約の種類に応じ同表に定める額とする。

(平23規則16・一部改正)

第20条の2 施行令第167条の2第1項第3号の規定により規則で定める手続は、次に掲げるものとする。

- (1) 契約を締結する前において、契約の件名、契約の内容、契約の相手方の選定基準、契約の申込みの方法及び契約を締結する予定の日を公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、契約の件名、契約の相手方の名称、契約の相手方とした理由、契約を締結した日及び契約金額を公表すること。

(平23規則16・追加)

(随意契約の見積書の徴取等)

第21条 予算執行者は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人の者から見積書を徴するものとする。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき。
- (3) 2人以上から見積書を徴することが適当でないと認めるとき。

2 予算執行者は、前項の規定にかかわらず、その性質上見積書を徴することが適当でないと認められるとき、又は1件の予定価格が10万円未満のものであるときは、当該見積書を徴さないことができる。

3 予算執行者は、随意契約による場合においては、当該支出負担行為にする

決議書にその根拠法令の条項を記載しなければならない。

(平17規則19・一部改正)

(随意契約の予定価格等)

第22条 第6条から第8条までの規定は、随意契約について準用する。ただし、特に必要がないときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

第5章 せり売り

(せり売り)

第23条 予算執行者は、せり売りをしようとするときは、職員を指定し、当該職員をして、せり売りをさせなければならない。ただし、特に必要と認めるときは、職員以外の者からせり売り人を選び、職員を立ち会わせてせり売りを行うことができる。

2 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第15条及び第16条の規定は、せり売りについて準用する。この場合において、第4条第1項中「競争入札参加資格審査申請書」とあるのは「せり売り参加資格審査申請書」と、第16条中「入札経過書」とあるのは「せり売り経過書」と読み替えるものとする。

(平10規則23・一部改正)

第6章 契約の締結

(契約書等の作成)

第24条 予算執行者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（以下「契約書等」という。）を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的によりその記載事項の一部を省略することができる。

- (1) 契約の目的となる給付の内容
- (2) 契約履行の場所
- (3) 契約履行の完了の時期
- (4) 対価の額
- (5) 対価の支払方法及び支払時期
- (6) 監督又は検査の方法及び時期
- (7) 契約保証金
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他

の損害金

- (9) 契約の履行内容の変更又は履行の中止があった場合における損害金
- (10) 危険負担
- (11) 契約不適合責任
- (12) 契約解除の方法
- (13) 契約に関する紛争の解決方法
- (14) 談合その他の不正行為があった場合における措置に関する事項
- (15) 暴力団の排除に関する事項
- (16) 前各号に掲げるもののほか、契約の履行について必要な事項

(平27規則18・令2規則40・令4規則17・一部改正)

(契約書等作成の省略)

第25条 前条の規定にかかわらず、予算執行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書等の作成を省略することができる。ただし、公有財産に関する契約をするときは、この限りでない。

- (1) 50万円（物件の借入れ又は貸付けにあっては、30万円）未満の売買、貸借、請負その他の契約をするとき。
- (2) 国若しくは公団、公庫等の政府機関又は地方公共団体若しくは公共団体と契約をするとき。
- (3) せり売りに付し、又は物件を売り払う場合において買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。

2 前項の規定により契約書等の作成を省略するときは、給付の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請書その他これに準ずる書類又は電磁的記録を契約の相手方（以下「契約者」という。）から徴さなければならない。ただし、同項第3号に規定する場合又は1件10万円未満の契約をする場合その他予算執行者が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

(平17規則19・令4規則17・一部改正)

(仮契約)

第26条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）の規定により議会の議決を必要とする契約について

は、議会の議決を得たときに、本契約が成立する旨の文言を付記しなければならない。

2 前項の契約について、議会の議決を得たときは、直ちにその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

(契約保証金)

第27条 予算執行者は、契約の締結時に、契約者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。

2 第9条第2項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項第5号中「金融機関がする保証」とあるのは、「金融機関がする保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社がする保証」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって確実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められたとき。ただし、工事の請負契約で契約金額が300万円以上である場合は、この限りでない。

(4) 契約者が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、契約者が売払代金を即納するとき。

(6) 契約金額が100万円未満であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。

(7) 国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体と契約するとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、契約の目的、性質及び履行の可能性を考慮

し、市長が適当と認めるとき。

- 4 予算執行者は、前項の規定により契約保証金の全部又は一部を免除したときは、当該支出負担行為に関する決議票にその根拠法令の条項を記載しなければならない。

(平27規則18・一部改正)

(契約保証金に代わる担保)

第28条 第9条第2項の規定は、契約保証金の納付に代えて提供する担保について準用する。

第29条 削除

(平27規則18)

(契約の変更等)

第30条 予算執行者は、必要があると認めるときは、契約者と協議し、又は契約者からその責めに帰さない理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があったときは、これを調査して、当該契約の内容を変更することができる。

- 2 予算執行者は、契約者からその責めに帰する理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があったときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、遅延利息を付し、当該期限の延長を承認することができる。

- 3 予算執行者は、前2項の規定により、契約の内容を変更しようとするときは、速やかに第24条及び第25条の規定による手続の例により変更契約書を作成し、若しくは請書を提出させ、又は変更契約内容を記録した電磁的記録を作成しなければならない。ただし、前項の規定による期限の延長を承認した場合にあっては、この限りでない。

(令4規則17・一部改正)

(契約の解約)

第31条 予算執行者は、契約者がその責めに帰さない理由により契約の解約を申し出たときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、当該契約を解除することができる。

(契約の解除)

第32条 予算執行者は、契約の履行に当たり、契約者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (2) 契約者の責めに帰すべき事由により履行期限までに給付を完了する見込みがないとき。
- (3) 監督又は検査に際し、監督又は検査に携わる職員の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 工事請負契約にあつては、契約者が建設業法第15条第1項の規定による登録の抹消、同法第28条第2項若しくは第4項の規定による営業の停止又は同法第29条若しくは第29条の2の規定による登録の取消しを受けたとき。
- (5) その他契約事項に違反する行為があったとき。

2 前項の規定により契約を解除しようとするときは、契約解除通知書（別記第3号様式）を当該契約者に送付しなければならない。

（令6規則98・一部改正）

（契約保証金の還付）

第33条 予算執行者は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき、又は第31条の規定により解約したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。

第7章 契約の履行

（履行の監督）

第34条 予算執行者は、契約の適正な履行を確保するため、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、必要な監督をしなければならない。

2 前項の規定により監督を行う者（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、契約に係る設計図書等に基づき、契約の履行に立ち会って、工程の管理、履行中途における試験又は検査を行う等の方法により監督し、契約者に必要な指示をしなければならない。

3 監督職員は、監督をしたときは、その内容、指示した事項その他必要な事項を記録しなければならない。

4 前3項の規定に定めるもののほか、建設工事の監督については、市長が別に定める。

（令6規則98・一部改正）

（給付の検査）

第35条 予算執行者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、当該契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

- (1) 契約者から給付を完了した旨の届出があったとき。
- (2) 給付の完了前に対価の一部を支払う必要があるとき。
- (3) 物品の一部が納品されたとき。
- (4) 契約の解除をしようとする場合において既済部分又は既納部分の確認をする必要があるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる検査については、検査担当課の職員が行うものとする。

- (1) 契約金額1件130万円以上の工事及び製造の請負に係る検査
- (2) 契約金額1件50万円以上の物品の検査（消耗品のうち油脂類、燃料類、医療理化学品類、薬品類、食品類（賄材料を含む。）、報償記念品類、動植物類及び原材料の検査、物品の修繕及び改造に係る検査、緊急災害用品の検査並びに単価契約した物品の検査を除く。）
- (3) 市長が契約の適正な履行を確保するため必要と認める検査

3 前2項の規定による検査を行う者（以下「検査職員」という。）は、契約書等、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、又は必要に応じて当該契約に係る監督職員の立会いを求めて、当該給付の内容及び数量その他について検査をしなければならない。

4 前項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして行うことができる。この場合、検査又は復元に要する費用は、当該契約者が負担するものとし、予算執行者は、この旨を契約書等に明らかにしておかなければならない。

5 検査職員は、品質、規格及び形状を同じくする多量の工事若しくは製造の目的物又は物品等で、その全部について検査をすることが困難と認められるものについては、抽出検査をすることができる。

6 検査職員は、第1項から第5項までの規定による検査の結果、契約の履行に不備があると認めるときは、その旨を予算執行者に報告するものとする。この場合において予算執行者は、契約者に対し、補修、取替え等必要な措置

を執るよう求めなければならない。

7 前各項の規定は、給付の完了前に工事若しくは製造の既済部分又は物品の既納部分の確認をする必要がある場合において行う検査について準用する。

(平15規則13・令4規則17・令6規則98・一部改正)

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第35条の2 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(平15規則13・追加)

(検査の立会い)

第36条 検査職員は、第35条に規定する検査を実施しようとするときは、契約者又はその代理人の立会いを求めるとともに、必要に応じて監督職員以外の職員の立会いを求めることができる。

(平15規則13・一部改正)

(検査調書の作成)

第37条 検査職員は、第35条に規定する検査の結果、給付の完了が確認されたときは、検査調書(別記第4号様式)を作成しなければならない。ただし、契約金額が10万円未満のものについては、関係帳票類にその旨を記録することによって、これを省略することができる。

(平17規則19・令6規則98・一部改正)

第38条 削除

(平27規則18)

(権利義務の譲渡)

第39条 契約者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、その内容を明らかにして市長の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任等の禁止)

第40条 契約者は、契約履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、その内容を明らかにして予算執行者の承認を得たときは、この限りでない。

(部分払い)

第41条 予算執行者は、契約に基づく給付の既納部分又は既済部分に対し、その完納又は完済前に代金の一部を支払う特約があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において部分払いをすることができる。

(1) 工事又は製造の請負契約 既済部分の代価の10の9（性質上可分のものについての完済部分又は継続費の各年度終了時支払分に係る当該年度の年割額の範囲における既済部分に対しては、その代価の金額）

(2) 物件の買入れその他の契約 既納部分又は既済部分に対する代価

2 前項の規定により部分払いをすることができる回数は、次の各号に掲げる契約金額の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。ただし、予算執行者が必要と認めるときは、回数を増減することができる。

(1) 1,000万円未満 1回

(2) 1,000万円以上5,000万円未満 2回

(3) 5,000万円以上1億円未満 3回

(4) 1億円以上2億円未満 4回

(5) 2億円以上5億円未満 5回

(6) 5億円以上 契約金額から2億円を減じて得た額を3億円で除して得た数の整数部分に5を加えて得た回数

3 前2項の規定により2回以降の部分払いをしようとするときは、その都度、当初からの既納部分又は既済部分について第1項に規定する金額を算定し、当該算定した金額から前回までの支払済額を控除して得た額をもって、今回の部分払いの支払額とする。この場合において、前金払いされた金額があるときは、既納又は既済部分の率に応ずる当該前金払いの額をその都度算出し、これを部分払いの金額から差し引くものとする。

4 契約者は、部分払いを受けたときにおいても、物件の既納部分について部分払いを受けた場合を除き、契約目的の完済するまで、市の責めに帰すべき事由による場合のほか、目的物の滅失又はき損による損害の負担を免れることはできない。

（建物についての火災保険）

第42条 予算執行者は、前条の規定による部分払いに関する特約を有する契

約の場合において、部分払いの対象となる工事又は製造に係るものが、その性質上火災保険契約の目的となり得るものであるときは、契約者をして、これに市を受取人とする火災保険を付し、かつ、当該証書を市に提出させなければならない。

(対価の支払)

第43条 予算執行者は、第35条の規定による検査に合格したものでなければ、当該契約に係る支出の執ることができる。

2 予算執行者は、第31条又は第32条の規定により契約を解約又は解除したときは、当該契約に基づく給付の既納部分又は既済部分で検査に合格した部分に対する対価を支払うものとする。

3 対価の一部について、前金払い又は部分払いをしたものがあるときは、契約の履行による完納又は完済による最終の対価の支払の際に、これを精算するものとする。

(契約不適合責任)

第44条 市は、工事請負契約について、引き渡された契約目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあるとき（設備機器本体等の契約不適合を除く。）は、当該目的物の引渡しを受けた日から2年以内に、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除（次項において「請求等」という。）をすることができる。

2 市は、工事請負契約に係る設備機器本体等の契約不適合については、当該設備機器本体等の検査後、直ちに履行の追完の請求をするものとする。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見することができなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年以内に、請求等を行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、別に契約不適合責任期間を定めることができる。

(令2規則40・一部改正)

第8章 不動産の借受け

(不動産の借受け)

第45条 部長は、土地又は建物を借り受けようとするときは、不動産借受決

議書（別記第5号様式）により、市長の決裁を受けなければならない。

- 2 前項に規定する決議書には、関係図面及び契約書案並びに相手方が土地又は建物の貸付けについて議決機関の議決を必要とする団体又は法令の規定により許可、認可等の手続を必要とする者である場合は、議決書の写し又は当該手続をしたことを証する書類の写しを添付しなければならない。

（令6規則98・一部改正）

（借受契約の変更）

- 第46条** 部長は、借受不動産に係る借受契約を変更しようとするときは、借受不動産契約変更決議書（別記第6号様式）に、現に契約している契約書の写し及び変更契約書案を添えて、市長の決裁を受けなければならない。

（令6規則98・一部改正）

第9章 雑則

（契約書類の訂正）

- 第47条** この規則の規定による契約書類の訂正は、この規則に特別の定めがあるもののほか、その誤記の部分に横線又は縦線2条を引き、その上部又は右部に正書し、余白に訂正した文字の加除数を記載して、当該契約書の記名押印者の公印又は認め印を押すことにより行うものとする。

（割り印）

- 第48条** 数葉をもって1通とする契約書、請求書、見積書等には、債権者又は当事者の印による割り印を押さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、数葉をもって1通とする請求書又は見積書については、当該請求書又は見積書が1通であることを証する方法をもって割り印を省略することができる。

（令4規則17・令6規則98・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成9年3月31日規則第3号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第23号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の浦安市契約事務規則の規定による様式による申請その他の手続に関する書類は、改正後の浦安市契約事務規則の規定による様式とみなす。

附 則 (平成11年3月31日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日規則第13号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年11月29日規則第63号)

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第19号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月15日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年12月25日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第16号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第18号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月30日規則第52号)

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第16号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第40号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日規則第17号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別記第4号様式、第

8号様式、第10号様式及び第11号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月14日規則第15号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月26日規則第98号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項、第34条第2項及び第35条第3項の改正規定並びに同条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする改正規定は公布の日から、第48条に1項を加える改正規定は令和7年1月1日から施行する。

別表（第20条）

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	130万円
2 財産の買入れ	80万円
3 物件の借入れ	40万円
4 財産の売払い	30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

第1号様式（第8条第1項）

予 定 価 格 調 査 書

年 月 日
時 分 執行

競争入札に対する事項(事業名)

入札書 比較金額	予定価格の 分の額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

予 定 価 格	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

入札書 比較価格	最低制限価格 分の額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

最低制限価格	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

浦安市長



備考 この様式により難いものにあつては、この様式に準じて作成することができること。

第2号様式(第10条第1項)

入 札 書

金 _____ 円

件 名 _____

上記金額に当該金額の _____ 分の _____ に相当する金額を加算した金額で請け負いたいの
で、浦安市の契約事務規則を遵守し、入札します。

年 月 日

	社 印	
住所又は所在地	_____	
氏名又は名称(商号)	_____	①
代表者の職氏名	_____	①
代理人の氏名	_____	①

(宛先)浦安市長

第3号様式(第32条第2項)

契 約 解 除 通 知 書

第 年 月 日

契約人

様

浦安市長

印

下記のとおり契約を解除します。

記

- 1 解除する契約
- 2 解除する理由

第4号様式（第37条）

検 査 調 査 書

年 月 日

検査職員所属
検査職員職氏名

検査の結果は次のとおりです。

		支出命令番号		
予算執行課名			年 度	
会計区分		科 目		
契 約 名				
契 約 受 託 者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
	代表者氏名			
契 約 金 額	円	契 約 日	年 月 日	
前 払 金	円	契 約 履 行 期 限	年 月 日	
既 支 払 額	円	完 了 届 受 理 日	年 月 日	
今 回 支 払 額	円			
残 額	円			
検 査 日	年 月 日			
検 査 立 会 者	監 督 職 員	所 属	職 氏 名	
	契 約 者 又 は そ の 代 理 人			
	*主任技術者		*監 督 職 員 以 外 の 職 員	
検 査 の 種 類	完 成 ・ 完 納 ・ 出 来 形 ・ 分 納			
検 査 結 果			*中 間	第 回 目 (前払い金を除く)
			*出来高	円と認めます。
			*出来高計算書	有 ・ 無

注

- 1 「検査の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 *印の部分は、契約の種類によって必要な場合に記入してください。

第5号様式(第45条第1項)

不 動 産 借 受 決 議 書					
					起案 年 月 日
					(職) 氏 名
<p>下記のとおり不動産を借り受けてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
借 受 け の 目 的					
借 受 不 動 産 の 内 容 (地目、構造、数量等)					
所 在 地					
借 受 料 及 び そ の 算 定 基 礎 等					
借 受 料 の 支 払 方 法 及 び 時 期					
借 受 予 定 期 間					
予 算 額					
相 手 方 の 住 所 及 び 氏 名	住 所		氏 名		
借 受 け に つ い て 付 さ れ る 条 件					
そ の 他 必 要 な 事 項					

(添付書類)

- (1) 関係図面
- (2) 契約書案
- (3) 議決書又は許可書の写し

第6号様式(第46条)

借受不動産契約変更決議書					
					起案 年 月 日
					(職) 氏 名
下記の理由により借受不動産に係る契約を変更してよろしいでしょうか。					
記					
変更の内容及び理由					
借受不動産の内容 所在地・地目構造・ 数(量)等					
相手方の住所及び 氏名	住 所			氏 名	
その他必要な事項					

(添付書類) (1) 現契約書の写し

(2) 契約書案